

あすなろ通信

ひとり親家庭の皆さんへ
母子・父子自立支援員からのおたよりです。

2021. 7月号 第46号



8月はひとり親家庭にとって大切な手続きがあります

1 児童扶養手当現況届（郵送不可） 対象者：児童扶養手当の受給資格のある方

生活の実態と昨年の所得を**直接お会い**し、令和3年11月分以降の手当が受給できるかを確認させていただく大切な手続きです。未提出の場合は手当が支給されない場合があります。忙しいことと思いますが、どうかご理解とご協力をお願いいたします。

持ち物 ・児童扶養手当証書（オレンジ色の証書）

・詳細は送付される封筒の中の「☆児童扶養手当現況届に必要な書類☆」に
し点で明記されていますのでご確認ください。（個々によって異なります。）

・勤務先の住所と連絡先の記入欄があります。就労中の方は、予め確認をお願いいたします。

ネウボラ課 手当医療担当 ☎424-9140



2 一部支給停止適用除外届出（郵送可）

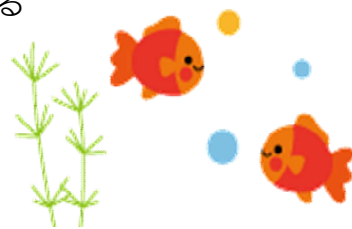
児童扶養手当制度は「離婚等による生活の激変を一定期間緩和するための給付」とされています。受給から5年等を経過する受給者（父母に限る）の方で、障害、病気、親族の介護等のために就労困難な事情がないにもかかわらず、就労や求職活動をして自立に向けて努力していない場合には、5年等を経過した翌月の手当から、支給手当額の2分の1を支給停止とすることになっています。5年等を経過する要件に該当する方は、就労している、就労困難な事情があるなどの確認のため、新たに届出が必要となります。

対象者 1 支給開始の初日から5年が経過する方
ただし、手当の認定請求等をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、この児童が3歳に達した日に属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき
2 支給要件に該当するに至った月から7年が経過する方
平成15年4月1日以前から受給されている場合は起算開始日は平成15年4月1日となります。

◎一部支給停止適用除外（2分の1の支給停止）とは？

下記の児童扶養手当一部支給停止適用除外事由に該当する場合、必要な書類を提出することにより除外することができ、今までどおり児童扶養手当が支給されます。

- ・働いている。
- ・求職活動や職業訓練校に通うなど、自立を図るための活動をしている。
- ・身体上又は精神上的の障害がある。
- ・けがや病気により働くことが困難である。
- ・あなたの監護する児童又は親族が負傷、傷病、障害、要介護状況にあり、あなたが介護する必要があるため働くことが困難である。



◎手続きは？

対象者の方には、和光市から「☆児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ☆」が送付されます。その案内にしたがって、◆「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（みどり色の様式）と

◆「事由を確認するために必要な書類」

を、期限内にネウボラ課（2階）に提出してください。確認に必要な書類は個々の状況により異なりますので、同封の説明文を読み、ご自分に該当する書類にて提出をお願いいたします。

（例：働いている⇒社会保険加入の方は保険証のコピー。国保加入の方⇒6月から8月分の間いずれか1か月の給料明細のコピー。障害・病気⇒診断書や手帳のコピー。など）

現況届と一部支給停止適用除外届出の受付期間

受付期間 8月 1日（月）～31日（火）の平日 8:30～17:15
8月21日（土）のみ 8:30～12:00

受付場所 和光市市役所ネウボラ課 手当医療担当 窓口（市役所2階）

※7月末までは受付できませんのでご注意ください。

ご相談は
お早めに！

大学・短大・専門学校の学費の準備は大丈夫ですか？ ひとり親世帯の方がよく利用されている制度を2つご紹介します。

① 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（対象：ひとり親世帯）

貸付の種類：①入学支度金（入学金と施設費等）

②修学資金（授業料）

※保護者と子どもが連帯借受者となるため連帯保証人はいりません。

※無利子

申請方法：和光市役所2F ネットボラ課 母子・父子自立支援員までお問合せください。

★総合選抜(A0)入試や指定校推薦の場合は9月～10月には合格が決まると学費納入がすぐとなります。審査に時間がかかります(1か月位)ので8月中旬までには申請しましょう。一般入試の方も納入期限に間に合うよう早めの相談をお勧めします。



② 日本学生支援機構（対象：基準に該当する方）※要注意：奨学金の振込みは進学後

貸付の種類：①給付奨学金

②第1種奨学金（無利息）所得・学力等基準有

③第2種奨学金（利息付）所得基準有

申請方法：学校を通して2通りの申請方法があります。

①予約申請（進学前の申込み）

高校3年生の6月～7月頃に在学期間で申込みます。（申請時期は学校による）

進学先が決まっていなくても申込みができます。

②在学申請（進学後の申込み）

進学後に、進学先の学校に申込みます。第1種奨学金・第2種奨学金とも予約採用を申し込まなかった人や申し込んだけれども採用されなかった人も、申し込むことができます。

※貸付金額等の詳細は日本学生支援機構のホームページにてご確認ください。



確認しておこう！高等教育の修学支援新制度

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象）

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行



授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

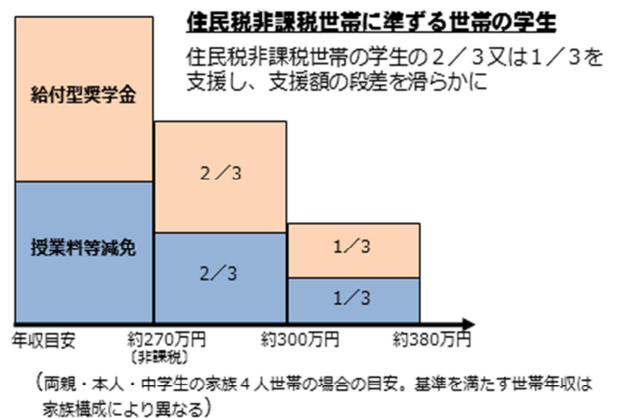
給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給

○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)